

令和4年第2回教育委員会定例会会議録

1. 開会日時及び場所

開会 令和4年2月21日（月）午後2時

場所 能勢町役場本館会議室（1）

2. 出席委員

教育長 加堂 恵二 職務代理者 市村 依子 委 員 畠中 勝身

委 員 的場 麻子 委 員 中澤 安弘

3. 事務局職員出席者

教育次長 寺内 啓二、学校教育総務課付課長 岡村 雅人、
生涯学習課長 松田 正弘、学校教育総務課教育総務担当係長 奥 成久、
学校教育総務課学校指導担当係長 谷 慶章

4. 議事の次第

寺内次長 <開会>

加堂教育長 <挨拶>

前回の定例会は、自己都合により欠席いたしまして申し訳ございませんでした。

私が入院したその日（1月11日）から、能勢町でも新型コロナウイルス感染症が拡大し、学校や保育所が臨時休業等の判断に迫られ、また、成人式当日にも式典終了後に対象者が感染したことから、臨機の対応に追われるなど慌ただしいことだったと思います。

話は変わりますが、昨日、冬季五輪が閉会しました。日本選手の活躍に盛り上がった大会だったと思います。私個人の感想としては、冬季五輪の開閉会式の演出が、東京五輪以上に素晴らしく感じられ、技術の高さを痛感しました。

それでは、定例会を始めてまいります。

会議録の署名について、第2回定例会会議録署名委員は市村教育長職務代理にお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号「能勢町奨学資金貸与規程の改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

寺内次長

この議案第1号と次の第2号につきましては、町全体として、押印を必要とする各種の手続きについて、見直しを行うこととなったことに伴い、様式の改正を行うものです。

	1 ページの概要書をご覧ください。 上段の理由・目的欄に記載していますとおり、国の動きに併せて本町においても、庁議においてその方向性が確認され、総務部局における実態調査等を経て、資料として添付していますとおり、令和3年11月11日付けで総務課からその対象となる様式の洗い出しの結果が示されたところです。町全体で800件の様式で押印を廃止することとして改正等の手続きが進められることとなりました。教育委員会関係では36件の様式を改正することとなったところです。 この議案第1号については、能勢町奨学資金貸与規程で定められている様式のうち5つのものについて、押印欄を削除することとしています。 3 ページ以降に現在の様式を掲げ、「印」の字を削る箇所に四角囲みで網掛けを施していますので、それぞれご確認をお願いします。 施行日については、本年4月1日です。 議案第1号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようお願いします。
加堂教育長	説明が終了しました。これから質疑を行います。 何か質疑はございませんか。
畠中委員	押印の見直しは妥当と思いますが、押印を削除したことによって、身分証明書等の確認が必要になるなど、職員に余計な実務負担が増えることにはなりませんか。
寺内次長	今回、対象となっている様式については、特に負担になるものはございません。
加堂教育長	他に質疑はございませんか。 特にないようですので、これから採決を行います。議案第1号は、原案のとおり承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	異議がないようですので、議案第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、議案第2号「押印の見直しに伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
寺内次長	本件については、先ほどの議案第1号と同様の理由により、関係する規則を一

括して改正することとするものです。

1 ページの概要書をご覧ください。

この規則の制定により、能勢町立学校施設の目的外使用に関する規則以下5つの規則に定められている計21件の様式を一括して改めることとしています。

なお、能勢町文化財保護条例施行規則の様式第1号と第3号から第16号までの様式、それと能勢町立児童館運営管理に関する規則の様式第1号と第2号については、敬称として「殿」という字が記載されていますところ、現在では「様」とすることが一般的であることから、この際、押印見直しに伴う様式の改正に併せて改めることとしたものです。

3 ページ以降にそれらの様式の現在の様式を掲げ、削除することとする「印」の字の箇所、「様」に改めることとする「殿」の字の箇所につき四角囲みで網掛けを施していますので、それぞれご確認をお願いします。

議案第2号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

加堂教育長

説明が終了しました。これから質疑を行います。
何か質疑はございませんか。

特にないようですので、これから採決を行います。議案第2号は、原案のとおり承認してよろしいですか

一同

異議なし。

加堂教育長

異議がないようですので、議案第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第3号「能勢町立義務教育学校の管理運営に関する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件については、本年4月の義務教育学校への移行に伴い、現在の能勢町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則に代えて、新たに規則を制定することとするものです。

別添資料として添付している現行規則との比較表をご覧ください。左側が新規則、右側が現行規則です。現行規則から変更した箇所につき、左側の新規則の方で赤字としています。

基本的には現行の規定を踏襲することとしていますので、引用条文や条番号、文言といったことの整理が変更した箇所の大部分を占めています。

ここではそれら整理以外の比較的大きな変更点を説明させていただきます。

1 ページ、第2条の学期及び休業日です。第1項第1号の学期については、これまでの3学期制に代えて、2学期制としています。第1学期の最終日は第2号で新たに設けることとしています秋季休業日の最終日と合わせています。第2学期については、その翌日から翌年3月31日までとしています。

第2号の休業日ですが、これまでの夏季、冬季及び春季に加え、秋季休業日を定めることとしています。夏季休業日については、現行の8月24日までを1日早め、8月23日までとしています。秋季休業日については、第1学期と第2学期の間に設けることとし、10月の初めに土日を入れて5連休となるよう「10月の第1月曜日から同日の翌々日まで」という規定としています。これにより、今年であれば10月1日の土曜日から5日の水曜日までが秋季休業日、その10月5日が1学期の最終日ということになります。

4 ページ、第13条から第16条までをご覧ください。これらは、学校事務職員に関する規定ですが、現行規則では「処理する」「従事する」と定めているところ、学校教育法第37条第14項において「事務職員は、事務をつかさどる。」と定められていることを受け、この際全て「つかさどる」と改めることとしたものです。

5 ページの一番下、現行規則の第9条です。これは学校の施設及び設備の貸与に関する規定ですが、平成28年度の学校再編に併せて別途、能勢町立学校施設使用条例を制定しており、この規則で重ねて定める必要はないと考えられることから、新規則では削除することとしたものです。

7 ページ、現行規則の第13条の2です。これは能勢中学校と能勢分校との連携に関する規定ですが、その根拠となっている学校教育法施行規則第75条が中学校の章に定められている条文であって、義務教育学校への適用がないことから、新規則において同様の定めを置くことができず、やむを得ず削除しているものです。ただ、本町としては、これまでの小中高一貫教育の取組を、義務教育学校移行後も引き続き実施していきたいと考えていますので、現在大阪府教育庁と協議を行い、同様の取組が続けられるよう別途協定を締結する方向で調整をしているところです。

議案書の10ページに戻りまして、附則です。

その第1条において施行日を本年4月1日と定めています。

第2条から第6条までについては、義務教育学校への移行に伴い、関連する教育委員会規則につき、廃止又は改正を行うことを定めているものです。

第2条では、教職員が自家用自動車を公務に使用する場合の取扱要綱の廃止を定めています。この要綱については、「要綱」という名称ではあるものの教育委員会規則として定められた経過があるため、この附則の中で廃止することを定めるものです。16ページに添付しているその要綱を見ていただければおわかりのとおり、昭和49年の制定以来、50年近くにわたって一度も見直されることなく現在に至っているものです。今回、この規則としての要綱は廃止します

が、実態として教職員が自家用車を公務に使用する場合はあり得ると考えますので、別途、一般的な意味での要綱を定める予定としています。ご理解いただきますようお願いいたします。

第3条では、現行の管理運営に関する規則を廃止することを定めています。

第4条は、平成21年度に、その年度に限って夏休みの期間を変更するために制定した特例の規則を廃止するものです。この規則については、17ページに参考資料として添付していますので、ご確認をお願いします。

第5条及び第6条では、能勢町立学校施設の目的外使用に関する規則と能勢町スクールバス運行規則の一部につき、文言の整理を行うため改正することを定めています。それぞれの新旧対照表については、12ページから15ページまでに添付していますので、ご確認をお願いします。

議案第3号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

加堂教育長

説明が終了しました。これから質疑を行います。
何か質疑はございませんか。

中澤委員

休業日の件ですが、秋季休業日を導入することで夏季休業日と合わせると、2日増えることになります。私の経験で言いますと、授業時数において、9年生は卒業式などで日程に余裕がないように思いますが大丈夫ですか。また、1時限が45分授業になるということで、授業時数の換算は、これまでの50分授業と比較して、9割しか認められないということにはならないのでしょうか。

寺内次長

これまでは、学期ごとに始業式を行っていましたが、義務教育学校では、2学期の始業式の日授業を実施するなどしますので、時数の心配はないものと思われます。また、45分授業であってもモジュールの時間を活用することにより、授業時数を確保することとしています。

畠中委員

2学期制にすれば、秋季休業日というのを設けないといけないのですか。

寺内次長

義務的なものではございませんが、学期の区切り、児童生徒の心身のリフレッシュなどの配慮を踏まえ、学校と調整した結果、秋季休業日を設けることにしました。ただし、教員は月曜日から水曜日までは出勤しますので、2学期を迎える準備を進めることになります。

畠中委員

色々な考え方があるとは思いますが、秋季休業日の必要性が感じられません。有効性はあるのでしょうか。

市村教育長 職務代理	秋季休業日は気候の良い時期でもあり、計画的に定められた休みなので、事前に予定が組めることから有意義なものと思います。ところで、今度の義務教育学校には創立記念日はあるのですか。それと、第30条に記載されている「教科書の発行されていない教科」というのは、どんな教科がこれに当たるのですか。
寺内次長	義務教育学校への移行日は令和4年4月1日になりますが、創立記念日はございません。第30条に該当する教科としては、総合学習などが該当します。
畠中委員	通知表はいつ作成されることになりますか。
寺内次長	学期の終わりごとに作成します。
的場委員	スクールバスの乗車は現行と変わることはありませんか。
寺内次長	変わりません。
的場委員	前期課程の児童に乗車選択制は設けないのですか。
寺内次長	前期課程の児童にはございません。
的場委員	学校から3km以内の徒歩通学をしている児童の保護者から、低学年の間は徒歩がしんどいという意見を聞きます。
寺内次長	国の基準では、小学校は通学距離4kmの範囲内に学校を設置し、徒歩通学することとなっています。能勢町は地形も考慮し3km以内を徒歩通学していますことをご理解いただきたいと思います。
畠中委員	スクールバス運行規則の文言改正ですが、「能勢町立義務教育学校」となっていますが、「能勢ささゆり学園」にしてもいいのではないのでしょうか。
寺内次長	学校の設置の根拠となっている条例が、「能勢町立義務教育学校の設置に関する条例」となっていますので、それに合わせました。
加堂教育長	秋季休業日の件については、学校と調整した結果、学期の区切りとして必要と判断しましたが、他の委員の方はどのようにお考えでしょうか。
中澤委員	少しの時間、学期の間に考える時間があってもいいと思いますし、気分的なりフレッシュは短期間でもあった方がよいと思います。

的場委員	私も市村教育長職務代理と同感で、決まった日に休みがあるというのは賛成です。他の学校が開校している平日に、旅行などレジャーには有効的だと思います。
畠中委員	秋季休業日の件は説明会でも報告済みですか。
寺内次長	はい。
的場委員	後期課程の生徒は1学期と2学期の評価だけになるのですか。
寺内次長	主要5教科（英・数・国・理・社）は、1学期と2学期の中間、期末テストで評価し、副教科は日頃の授業や単元テストで評価し、中間、期末テストは実施しない方向で考えています。それに加えて高校受験をする9年生については、実力テストも加味して評価する予定です。
的場委員	その評価で、他の学校の内申と整合は図れることになっているのですか。
寺内次長	大阪府のチャレンジテストの結果により、他の学校とのバランスが調整されることとなっています。これは、これまでと同様の方法です。
加堂教育長	内申については、定期テストの回数は関係ありません。テストの回数が減る分、日頃の単元テストや課題の提出が重要になります。
中澤委員	2学期制になると1学期の評価は9月末になってしまいます。9年生の進路を考えると夏休み前には評価があった方がいいのではないですか。
寺内次長	民間事業者による実力テストを6月と11月に実施しますので、6月の結果で進路や夏休みの過ごし方を考えることができますと思います。
加堂教育長	他に何かございませんか。
	特にないようですので、これから採決を行います。議案第3号は、原案のとおり承認してよろしいですか
一同	異議なし。
加堂教育長	異議がないようですので、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第4号「能勢町教育委員会所管に係る令和3年度3月補正予算について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

寺内次長

この議案第4号と次の第5号については、来る3月4日に開会される3月定例会議において提出される予定の議案のうち、地教行法第29条に規定されている「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」に該当するものについて、教育委員会の意見を求めることとするものです。

本件については、令和3年度一般会計補正予算（第10号）に係るものです。

今回の補正については、主に、6ページに添付している財政部局から示された基準に基づく減額補正です。

まず、1ページをお願いします。これは教育総務担当に係る減額補正です。学校における外壁等クラック修繕工事等について、契約額と予算額に差額が生じ、その額が減額補正の基準である、節単位で500千円以上の不用額となることが見込まれることから、補正予算を計上するものです。

次に2ページ、これは学校指導担当に係る減額補正です。合計で5,414千円の減額です。4項目を掲げています。いずれも減額補正の基準に該当することから補正予算を計上するものです。就学援助費については、令和3年度も学校給食費の無償化が実施されたことから、就学援助費の項目の1つである給食費を支給する必要がなくなったものです。

次に3ページ、ここからは生涯学習課に係る補正です。歳出合計で22,585千円の減額です。いずれも節単位での不用額のほか、財政部局から示された基準である、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止となった事業であって、事業費ベースで500千円以上の不用額となることが見込まれるものに該当することから、補正予算を計上するものです。これらの事業の減額補正に伴い、歳入において3項目の合計で22,400千円の減額を行うこととしています。このうち、その他収入については、ワークショップの受講料の減額です。

次に4ページ、理由・目的欄に記載していますとおり、淨るりシアターの舞台吊物ワイヤーロープ及びウインチ更新工事の契約額と予算額に差額が生じ、その額が減額補正の基準に該当することから減額するものです。

最後に5ページ、今回の補正の中で唯一の増額補正です。これは、令和3年中にふるさと寄附金として受け入れたもののうち、その用途として「文化・観光の振興」と指定されたものについて、芸術文化振興基金に積み立てることとするものです。

議案第4号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

加堂教育長	説明が終了しました。これから質疑を行います。 何か質疑はございませんか。
	特にないようですので、これから採決を行います。議案第4号は、原案のとおり承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	異議がないようですので、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、議案第5号「能勢町教育委員会所管に係る令和4年度当初予算について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
寺内次長	本件については、先ほどの補正予算と同様、地教行法の定めるところにより、令和4年度一般会計当初予算に係るものについて、意見を求めるものです。 議案として添付している資料は、議会に提出する当初予算説明資料の教育委員会部分の抜粋です。これに基づいて、主だったところの説明をさせていただきます。 まず、学校教育総務課です。1ページをお願いします。 歳入については、前年度比825千円、19.5%増の5,056千円の計上です。主な増の要因としては、令和4年度から新設されることとなっている市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金の皆増が挙げられます。 2ページの歳出です。前年度比6,034千円、3.2%減の182,491千円の計上です。主な減の要因としては、学校施設費の中の学校施設整備事業の皆減が挙げられます。本年度については、特に大きな改修の計画がないことによる皆減です。 事務局費の中の漢字検定事業については、同じ事務局費の中にある学力向上支援事業において計上することとしたことに伴う皆減です。外国人教師招致事業については、英語教育推進事業において計上することとしたことに伴う皆減です。 上から3つ目の学校施設費からその4つ下の教育振興費までの目については、小学校及び中学校に関連するものであることから、義務教育学校への移行に伴い、全て皆減となるものです。 下から2つ目と3つ目の学校管理費と教育振興費については、新たに款項目の項として予算科目を設けることとした義務教育学校費の中で計上していることから、全て皆増となっているものです。先ほど申し上げました皆減となる5つの目の予算につき、整理を行ったうえで計上しています。

5 ページ、子ども支援対策事業です。令和4年度からの新たな取組として、事業内容のところに記載していますとおり、学校に行きづらい児童生徒のための第3の居場所として、学校の外に、(仮称)適応指導教室を設置することとしています。長期休業中を除く週1回、生涯学習センターの2階の部屋を使用する予定です。

6 ページ、英語教育推進事業です。ALTに係る派遣委託料につき、先ほど申し上げましたとおり、令和3年度の外国人教師招致事業からこの事業への計上に改めたことから、大きな増額となっています。

7 ページ、学力向上支援事業です。平成28年度の学校再編後、放課後の居場所としてアフタースクールⅠ及びアフタースクールⅡとして事業を実施してきたところです。昨年の機構改革に伴い、児童を対象としたⅠの事業を生涯学習課の担当としたことも踏まえ、令和4年度からこのⅠとⅡの事業を整理することとし、その名称について「アフタースクールⅠ」を「放課後子ども教室」に、「アフタースクールⅡ」を単に「アフタースクール」に変更して実施することとしたので、ご理解をお願いします。また、令和4年度の新たな取組として、9年生に対して民間事業者が実施している模擬試験を導入することとしています。より多くのデータをもとに相対的な学力を測り、進路指導に生かしていくとともに、教職員の負担軽減を図るためのものですので、併せてご理解をお願いします。

8 ページ、体力づくり推進事業です。平成31年度から3か年で実施してきている事業ですが、令和4年度以降も引き続き大阪経済大学の協力のもと実施していくこととしています。「走る」と「泳ぐ」に力を入れて実施していきたいと考えています。

ICT教育環境管理事業と、9ページの就学援助費については、令和4年度から新設する義務教育学校費に係るものであることから、いずれも皆増となっています。

次に、生涯学習課です。

10ページをお願いします。

歳入については、前年度比192千円、0.7%増の29,073千円の計上です。会館使用料、天然記念物保護増殖事業補助金、文化・芸術活動助成事業補助金などの増要因と、芸術文化振興基金繰入金などの減要因との差し引きにより、微増となっています。

11ページと12ページの歳出です。前年度比2,669千円、2.5%増の107,506千円の計上です。主な増の要因としては、ヤドリギの除去を実施する天然記念物診断・保全対策事業及びトイレの改修を実施する名月グラウンド施設整備事業が挙げられます。減の要素である淨るりシアター施設整備事業、これは先ほど補正予算のところで申し上げました舞台吊物ワイヤーロープ等の更新に係る工事ですが、これらの差し引きにより増となっているものです。

11ページ、事務局費の地域学校協働本部事業については、令和3年度から生涯学習課の担当となっていることに伴い、社会教育総務費の中で計上することとしたものです。

社会教育総務費の中の文化グループ育成と交流促進事業については、これまで町文化協会に対する補助金を計上していたものですが、本年3月末をもって同協会が解散することとなったことに伴い、予算としては皆減となるものです。

同じく社会教育総務費の中の一番下、放課後居場所づくり推進事業については、令和3年度から生涯学習課の担当となっていることに伴う皆増です。

生涯学習センター運営費ですが、令和4年度から生涯学習センター運営管理と図書室運営を統合して計上することとしたことにより、図書室運営のところが皆減となっています。

16ページ、能勢人形浄瑠璃創造発信事業ですが、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により残念ながら事業の実施はかないませんでした。本年度は事業内容を見直し、また、一般財団法人地域創造から3か年にわたり助成を受けることができる見込みとなったことから、基金からの繰入金を減額したうえで実施することとするものです。

17ページ、20歳のつどいです。民法の改正に伴い、本年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることになり、成人式の在り方が、この2～3年、全国の市町村において検討課題となっていたところです。本町においては、教育委員会あるいは社会教育委員会でもいただいたご意見を踏まえ、令和2年1月に、引き続き20歳の人を対象に式典等を実施することを決定したところです。

18ページ、地域学校協働本部事業です。先ほども申し上げましたが、昨年の機構改革に伴い、生涯学習課に所管替えを行ったことから、社会教育総務費での計上としました。

19ページの放課後居場所づくり推進事業については、令和3年度においては、事務局費の学力向上支援事業の中で計上していました「アフタースクールⅠ」の事業を、先ほど学校教育総務課のところで申し上げましたとおり「放課後子ども教室」として整理を行い、社会教育総務費の中で計上することとしたものです。

20ページ、天然記念物診断・保全対策事業です。国の天然記念物、野間の大けやきのヤドリギの除去を、平成28年度以来6年ぶりに国庫補助を活用して実施することとしたことに伴い、大きな増となっています。

22ページ、名月グラウンド施設整備事業です。洋式トイレへの改修を実施するものです。

以上が当初予算の概要です。

最後に、能勢町ICT教育環境整備方針に係る各種事業の進捗状況について説明させていただきます。23ページをお願いします。

区分１に掲げる項目ごとに区分２として「計画」と「実績」を記載しています。「計画」については、平成31年２月に策定し、令和２年２月に改訂した整備方針の別紙２として掲げた整備計画に記載されている内容をそのまま記載しています。「実績」については、令和３年度までの見込みも含む実績、令和４年度の当初予算の状況を記載しています。

ご覧いただきましたらおわかりのとおり、国の方針の前倒しもあり、ハード的な環境の整備は令和２年度までに完了しているところです。令和３年度以降については、ICT支援員の配置や整備した機器、ソフトウェアの保守が主なところとなっています。

雑ぱくではございますが、議案第５号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

加堂教育長

説明が終了しました。これから質疑を行います。
何か質疑はございませんか。

中澤委員

２ページと４ページの能勢地域学校連携・一貫教育事業の本年度予算額が違います。

また、２ページと７ページの学力向上支援事業も同じく本年度予算額が違っています。

谷係長

どちらも２ページの予算額が合っています。４ページと７ページを修正します。

畠中委員

７ページのその他収入（自立学習プログラム受講料）ですが、これは誰が受講しても支払うことになるのですか。

寺内次長

これはアフタースクールとして後期課程の生徒を対象に放課後に実施する自立学習塾の受講料で、受講生の保護者が支払うものです。月５千円です。

加堂教育長

他に何かございませんか。

特にないようですので、これから採決を行います。議案第５号は、原案のとおり承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

加堂教育長

異議がないようですので、議案第５号は、原案のとおり承認することに決定しました。

	続きまして、報告第1号「臨時代理事項の報告について（能勢町立能勢小学校及び能勢中学校の教職員の人事異動）」を議題とします。事務局の説明を求めます。
寺内次長	本件については、小学校における産休代替えの府費負担臨時講師について、本日付で発令が必要となることから、教育委員会議を開く暇がないとの判断のもと、教育長の臨時代理により事務処理したことについて、報告をし、承認を求めることとするものです。 職階や氏名等については、1ページにお示ししているとおりです。 なお、本日付と3月8日付で分かれているのは、産前休暇を取得する教員の体調により、早めに休暇を取ることができる制度を利用することとなったことから、制度上区分する必要が生じたためです。 また、この3月8日付発令については、本日付の発令と一体のものであることから、併せて教育長の臨時代理により事務処理を行ったところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。 任用満了日は3月25日です。 報告第1号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。
加堂教育長	説明が終了しました。これから質疑を行います。 何か質疑はございませんか。 特にないようですので、これから採決を行います。報告第1号は、承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	異議がないようですので、報告第1号は承認することに決定しました。 それでは続きまして「令和3年第12回定例会会議録」及び「令和4年第1回定例会会議録」の承認を行います。 何か意見などがあればお願いします。 ないようですので、「令和3年第12回定例会会議録」及び「令和4年第1回定例会会議録」を承認してよろしいですか。
一同	異議なし。

加堂教育長	「令和３年第12回定例会会議録」及び「令和４年第１回定例会会議録」を承認します。 次に「教育長報告」を行います。 ２月17日（木）教頭会を開催しました。 SDG s フェスティバルが開催されました。 ２月21日（月）教育委員会定例会を開催しています。 ２月22日（火）「能勢っ子！かけっこ！日本一！」成果報告会が開催されます。 引き続き「議会関係」です。 ２月22日（火） 全員協議会が開催されます。 続きまして、その他に入ります。 その他について、事務局より何かありますか。
寺内次長	特にございません。
加堂教育長	ないようですので、次回の定例会等の日程調整を行います。 令和４年第３回定例会については、先月の定例会の際に３月11日（金）、令和４年第１回臨時会を３月28日（月）としておりましたが、予定どおりに開催してよろしいでしょうか。
寺内次長	第１回臨時会については、同日の午後１時より総合教育会議が予定されていますので、開会時間を午後２時30分からとさせていただきたいと思います。
一同	異議なし。
加堂教育長	それでは令和４年第３回定例会の日程については３月11日（金）午後２時、令和４年第１回臨時会の日程については、３月28日（月）午後２時30分とします。
寺内次長	令和４年第４回定例会の日程については、４月28日（木）午後２時を提案させていただきます。
一同	異議なし。
加堂教育長	令和４年第４回定例会の日程については、４月28日（木）午後２時とさせていただきます。

	他にございませんか。 (特になし)
加堂教育長	それでは、本日の定例会は終了します。
	(閉会 午後 3 時40分)